

○ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 スマートモビリティをテーマとしたヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジの企画、実施、展開等を通じ、横須賀市及び横須賀リサーチパーク（以下「YRP」という。）におけるスマートモビリティの開発・実証を推進し、同地区における関連産業・周辺産業の集積を図るとともに、これらの産業資源を活用して、新たな事業の創出、社会の諸課題の解決、地域の活性化等を促進することを目的として、ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジの企画、実施、展開等に必要な事項の協議。
- (2) 横須賀市及びYRPにおけるスマートモビリティ開発の推進方策に係る事項の協議。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な検討。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 協議会は、必要に応じてタスクフォースを設置することができる。
- 3 タスクフォースの設置に当たり、必要な事項は別途定める。
- 4 協議会の事務を処理するため、横須賀市、株式会社横須賀テレコムリサーチパーク及びYRP研究開発推進協会内に事務局を置く。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議を効率的に行うため、必要に応じメール等で審議を行う。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の追加)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

別表 (第3条関係)

氏名	所属・役職
中村 文彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 特任教授【会長】
新井 孝雄	関東総合通信局 局長
太田 雄彦	関東経済産業局 局長
岡田 英城	横須賀商工会議所 議員 (岡田電機工業(株) 代表取締役)
門脇 直人	(国研) 情報通信研究機構 理事
上条 浩	横須賀市 副市長
川俣 幸宏	京浜急行電鉄(株) 代表取締役社長
規矩 大義	関東学院大学 理事長【副会長】
小西 基彦	(国研) 海洋研究開発機構 総務部長
佐藤 達也	神奈川県 産業労働局 産業部 部長
鈴木 茂樹	(株)横須賀テレコムリサーチパーク 代表取締役社長
鈴木 立也	横須賀市社会福祉協議会 会長
鈴木 康仁	(一社) 横須賀市観光協会 会長
谷 直樹	(株)NTT ドコモ 常務執行役員 (CTO)、R&Dイノベーション本部 本部長
玉垣 努	神奈川県立保健福祉大学 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 専攻長
土井 三浩	日産自動車(株) 総合研究所 所長
新田 慎二	関東運輸局 局長
堀 洋一	東京理科大学理工学部電気電子情報工学科 教授
渡辺 克也	(一社) YRP 研究開発推進協会 会長